

を見たものの、強行採決という形にならないで参議院に送られてきたということについては素直に私は評価していいかと思っております。しかし、決着の内容については全く不満でございまして、こんなむちゃくちゃなものはないというふうに理解をいたしております。

その問題についてはこれから十分時間をかけて検討あるいは修正をしていただくというようなことで御議論をお願いしたいと思います。審議をして、意思の疎通を図りながら成案を得ていくということに御努力をいただきたいことを総理以下関係閣僚にお願いをしておきたいと思っております。それが一番将来に悔いを残さないことだと私は考えておるからでございます。

政府提出の政治改革法案については、内容に立ち至った審議や質疑は私どもの同僚議員が微に入り細にわたってお尋ねすることと思っております。衆議院では議論されなかったような問題が幾つも浮かび出てきております。それらの問題についても関係大臣の御所見を承りながら審議を進めてまいりたいと思っておりますが、私は、政治改革四法案の提出の過程をめぐる問題についての、感想あるいは意見を交えながら、総理及び関係大臣に御説をいろいろ伺いたい、こんなふうにしております。

きょうは、したがって、四法案の内容に立ち至って、これはどうしてくれるんですかとか、あるいはこれはどう直されるんですか、こんなことでいいんですかというようなお尋ねは私はいたすつもりはございません。それは同僚議員が私の質問の後で全部やってくれると思いますので、きょうは成立の過程あるいは提出の過程をめぐる問題について、感想あるいは意見を交えながら、御質問をすることをお許しいただきたいと思っております。

まず最初に、質問の手順で、甚だ失礼な質問にわたるということは私よく存しておりますけれども、やっぱりお答えをいただいておりますのでない

とどうもその質問に入りにくいものですから、憲法四十二条というのについてどう考えになつておられるのか、総理、官房長官、山花大臣、佐藤自治大臣、お四方にお答えをいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○国務大臣(細川護国公) まず、直接にお答えをする前に、先ほどのお話にございましたように、いよいよ参議院の当委員会御審議が始まるわけでございますが、実りのある御議論がなされますように政府としても心から願っております。

ただいまの四十二条の問題でございますが、二院制の意義というのにつきましましては私も大変重要なことだと認識をいたしております。ともすると参議院が衆議院のカーボンコピーであるといつたようなことが往々にして言われるわけでございますが、確かに私も参議院におりましたときからそのようなことがある面では当たってはいないこともないという気もしてはいたし、今日もしているところでございます。そのような参議院をどのように変えていかれるかということについては、今、議長さんのもとで与野党の協議会もずっと引き続き行われているところでございまして、私は、必ずや参議院がそのようなカーボンコピーと言われるようなことでなくして良識の府として存在感のあるものになっていくであろう、また、なつていただかなければならない、そのように願っております。

二院制の意義というものを、国民の多くが、さすがに参議院があつてチェック・アンド・バランスの機能が果たされている、そういうふうな受けとめていただけるように、ぜひそのような参議院であつていただきたい、そこに国民の多くもこの両院の存在の意義というものを感ずるであろう、このように思っております。

○松浦功君 御丁寧な御解説、ありがとうございます。それでは、続いて山花大臣、どうお考えになつ

ていますか。

○国務大臣(山花貞夫君) 先生御指摘の四十二条には国会は衆議院及び参議院の両議院で構成されると国会の構成について書かれておりますが、この条文だけでは衆参両院の性格といえますか、をはつきりつかふことができないのではなからうかと思つております。

四十三条は「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と、こうしたその他の条文とも総合して憲法上の衆議院、参議院の位置を明らかにする、これが必要ではなからうかと思つております。

ただ、四十二条、四十三条、この二つの条文をとつただけでも、我が国における参議院の性格づけと申しましようか、例えば連邦国家における二院制、単一国家における二院制、二院制にもさまざまな形が比較法的にあるんだと思つてくれれば、日本の場合には単一国家における二院制、しかも直接選挙という形で参議院の性格づけをしている、ここにこの両条では意味があるのではないかと、こう思つております。

その意味におきましては、両院の質的な差というものを意味するのではなく、同じレベルで国民を代表する、そうした地位にある、これが憲法の趣旨であると理解しているところでござい

ます。

○松浦功君 佐藤自治大臣、お願いします。でたびたび参議院の役割というのについて議論をされてきたわけでございますけれども、参議院は、衆議院に対して抑制、均衡、補完の機能を果たすことによつて、国会の審議を慎重に国民代表機関たる国会の機能を遺憾なく発揮せしめることにあるというところが、これがいわば集約点ではないかと思つております。第八次まで選挙制度審議会がございまして、衆議院に対する抑制、均衡、補完という言葉は絶えず私は使われてきたと思つておるわけでございます。

このために、具体的に選挙制度においても、衆

議院のみによつて必ずしも十分に代表されない国民各層の意見を反映するため特に職域的な代表や専門的知識、経験にすぐれた人材が配置されるようにする。これがいわば衆議院と参議院両々相まつて国民のいろいろな期待や日本の将来に対して慎重に審議をしていく、そして一つの国家の行く末に危うきなきを期するというのが衆議院と参議院の役割ではないかというふうに考えております。

○松浦功君 官房長官、お願いします。

○国務大臣(武村正義君) 我が国は貴族制度がありませんし、また連邦国家でもありません。そういう我が国で憲法が二院制をとつたのは、やはりより民意を正しく反映していくということが目的であつたらうし、また国会の意思決定において慎重を期すというふうなことも大きな理由であつたのではないかと、このように思つております。

○松浦功君 予算や条約あるいは総理の指名等について、幾つか憲法の中には衆議院の優位性が規定されております。これは別といたしまして、二院制度を明確にしている規定であつて、衆議院と参議院の間にえらい落差があるというふうなことはないんだという規定と私どもは受け取つておるわけでございます。非常に丁寧な御解説をいただきました。私も大分利口になりました。ありがとうございます。

そこでお伺いをいたしたいんですが、衆議院と余り落差がない、要するに二院制で参議院といえども衆議院とやや対等、まあ対等と言つていいんだらうと思ふんですが、そういうふうな扱われるべきものであるという各大臣の御認識であつたと承りましたけれども、官房長官、そのように取りまとして受け取つてよろしいですか。そのことについてお答えをいただきたい。

○国務大臣(武村正義君) 松浦委員の御認識のとおりだと私も思ひます。

○松浦功君 ありがとうございます。それだけではつきりしておいていただいて。

い。私はそう思うんです。

しかも、衆議院が先で参議院が後だと。それは結構です。そんなことについて反論するつもりはありません。しかし、何か今までのお答えを聞いていると、衆議院のことばかり考えて参議院のことを少し忘れちゃっているんじゃないか。私はひが目かもしれませんが、そういう気持ちで持ってるんです。甚だ残念なことなんです。そういう気持ちは持ちたくない。しかし、それじゃ本当のところ困るわけですよ。

それで、参議院の選挙制度ということが衆議院の選挙制度との関連において、政府としてはあるいは関係閣僚としては必ず何か考え方をもちたつたはずなんです。それをお漏らしできないかと言っているわけです。その結果、何だか衆議院の選挙制度ばかり目を向けて参議院の方はちつとも考えてくれないじゃないかと、こういうことを私どもが思うことはひが目でしょうか。どうですか、総理。お答えください。

○国務大臣(細川護熙君) おっしゃることはよくわかりますが、また周辺をぐるぐる回っていつておしかりを受けるかもしれないが、抑制あるいは均衡、そういった趣旨のことを先ほど各大臣からもお答えになりました。私もそれに類するようなことを申しましたが、参議院はそうした機能を發揮していくために極めて重要な二院としての意義を持つている。

そういう意味で、本来ならば衆参あわせてそのような改正の考え方というものが出されるならばそれが望ましい姿であつたと思いますが、今までの経緯というものは、御承知のとおり、これも先ほどから御答弁にもございましたように、審議会の議論でも、また衆参における御議論の中でも、とりわけ衆議院におきまして、衆議院の制度からまず変えていこうというところで各党の御議論も取れんをされてきたという状況の中で今日の状況があるのだというふうに私は認識をしているところでございます。

○松浦功君 それなら率直に、各党各会派の御意

見がまとまるのを期待しておりますなどという答弁をなさらずに、私どもは私どもなりに政治家の一人として衆議院の制度をどうするなら参議院の制度はかくあるべきだという考え方を持っています、持っているけれども今言うことは混乱を招くから今は発言は避けます、各党各会派の御意見を十分伺った上でそれを参考に私が考えている土台の上に積み立てて参議院の選挙制度というものをまとめ上げてまいりますという答弁をなぜなさらないんですか。それでは総理のリーダーシップなんというものは全くない。それはどうですか、総理。

○国務大臣(細川護熙君) これもおっしゃることよくわかるんですが、何と申しまして重要な制度のあり方の根幹にかかわる問題でございますから、各党各会派におかれてもそれぞれに議論を深めていただくということが何よりもやはり大事だということに思いますし、そうした御議論を踏まえて政府としても対応させていただくということではないかというふうに私は考えております。

○松浦功君 今まで私は総理の御答弁を衆議院の段階においてもいろいろ聞いておりましたけれども、各党各会派の意見を十分しんしゃくしながら考えてまいりたいという答弁は今初めて承りました。なぜ最初からそういうふうにおっしゃっていただけなかったんですか。

細川総理は、何か、基本的な腹構えを持っておる、しかしおれの意見だけを押し通すということはどうだろうか、議会政治としてまずい。だから、各党各会派の意見を十分それぞれにおまとめをいただいて、それを参考にしながらおれの考え方をまとめていきたいということをおっしゃっていただければ、私は何もこんなことを申し上げる必要はないと思うんです。

答弁が大分変わってまいりましたね、衆議院の段階とは。どうですか。
○国務大臣(細川護熙君) 各党各会派の御議論というものを踏まえて、今までの審議会などの御論

議というものも踏まえながら政府提案として出させていたのがこの法案でございます。その段階で各党各会派の御議論を承つてこういう状況になってきたということについて、今日それが柔軟になつてゐるのではないかと、何か多少ニュアンスが変わつてゐるのではないかとお話をございしますが、その点については私は基本的に変わつていないというふうに申し上げてよいと思ひます。

参議院の選挙制度のあり方につきましても、ぜひ各党各会派の御議論というものを深めていただいて一刻も早く参議院のあり方についてもいい成案が得られるならばと、このように思つております。

○松浦功君 今のような考え方でぜひ今後を過ごしていただきたいと思ひます。高い席からそのことをお願い申し上げておきたいと思ひます。これ以上その問題について御答弁をいただくというつもりはございません。どうぞよろしく。

そこで、二院制ということ前提に、衆参両院の間に差はないという前提に立つた場合に、両院の選挙制度というものはやっぱり同じではまずいんじゃないか。それぞれの院の独自性を發揮するために特色を持ったバランスのとれたもので選挙制度は両院の間にあつてほしい、そういうふうには思ひますけれども、総理、どうお考えになりますか。

○国務大臣(細川護熙君) それはもう全くおっしゃるとおりだと思います。両院がやはり違つた機能を果たしていく、そのためには選挙制度も当然変わつたものでなければならぬというふうには認識しております。

○松浦功君 政府提案の衆議院の選挙制度は、現行参議院の比例代表制、これと酷似してゐる、極めて似てゐる。一体どこが違うのか、山花大臣、教えていただきたい。

○国務大臣(山花貞夫君) 確かに、今回、衆議院の選挙制度の改革に当たりまして、比例代表の部分をとり入れたという意味におきましては御指摘

のようなことがあるかもしれませんが、しかしそれぞれの選挙の形をこらんなつていただきますと、やっぱり参議院は、国民の代表であるそれぞれの機関、一方が他方を補う、一方では集約し切れない国民の意見を集約しよう、こういう観点から任期の問題は六年、半数改選ということでもございしますし、その意味におきましては安定した国民の意見というものをそこで議論するというような資格を持つてゐると思ひます。

今回の制度におきましても、そうしたこれまではずりしてゐる両院選挙制度の差に加えて、全体の比例代表につきましても、五十対二百二十六から始まりまして重複立候補の問題等々、かなり違つた部分を持つてゐるわけでございます。しかしこれ以上ということとはこれからの議論だと思ひますけれども、先生が御指摘された全く同じということではない、こういうふうに考えております。

○松浦功君 衆議院の段階の大臣の御答弁でもよく承つております。いろいろおっしゃつておられました。なるほど我々少し制度を知つてゐる者には理解できますけれども、一般の有権者は全くそんなことはわからないと思ひます。だから、全く衆議院の制度が、新しく出されたけれども、それが参議院の現行制度と同じだというふうには思つておられる方が非常に多いんじゃないかと思ひます。それじゃまずい。

結果的に眺めてみて、衆議院に現行参議院の比例代表制度と同じようなものが出来たために、いかにも我々から見れば、衆議院の選挙制度をこうするから参議院の選挙制度は変えたらどうですかというふうな、ひがんでゐるかもしれないけれども、受け取りますよ。そういうことではないんですか。それじゃ四十二条の意義というものは全く吹っ飛んでしまふ。参議院なんかどうでもいいや、この点は恐らく与党の人方も同じにお考えになつてゐるんじゃないかと思ひます。参議院軽視論です。参議院を小ばかにしてゐる。そういうふうには私も受け取つておる。

だから、一体どういうふうになるのか。この点を一般の有権者の方々に説明するの。どうするつもりなんですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 今、先生御指摘のような参議院軽視というふうなものは毛頭ございません。

全体の経過を先ほどお話しさせていただきましたけれども、まず政策本位、そして政権を争う選挙のシステムというのを考えようではないか、こうしたことにつきまして、衆議院で、衆議院の制度についての与野党の議論を踏まえて、まずは衆議院でということになったわけでありまして、決して参議院軽視ということではなく、先ほど総理がお答えのとおり、参議院についてはまた与野党の皆様の御議論、これまでも随分さまざまな形で行われてまいりましたけれども、そういう中からよりよい二院制を目指しての改革というものをやるべきであろう、こう考えております。

○松浦功君 だから、私は繰り返して申し上げているんです。参議院の選挙制度というものをどう考えるか、最後に必ずこの問題に結びついてくるんですよ。そこを考えなきゃいけないと思うんです。

実際の問題として、例えば、私のひがみかもしれないけれども、今度は戸別訪問を自由化したというのを政府提案の中にはうたてられておられる。ところが、小選挙区ならなるほど戸別訪問というものもできるかもしれないけれども、参議院の地方区というのを考えた場合に、北海道とか千万人に近い有権者を有する東京都、そういうところでは一体戸別訪問ができるんですか。どうなるか、そんなこと結果的にわかっておるんじゃないですか。あるいは、そういうことでこの問題と結びついていくかどうかはわかりませんが、ひがみと受け取られても仕方がないと思いますけれども、どうも少し参議院の問題についての検討が十分でなかったというふうな受け取れられないんです。

この点はやや事務的な問題に近くなりますので、一体本当に参議院のことを徹底的に考えたのか、官房長官にお答えを願いたいと思います。

○国務大臣(武村正義君) 御指摘の点はよくわかりますが、率直に申し上げて、先ほど少し申し上げたように、衆議院の選挙制度改革を先行させようとした、この辺に委員の今おっしゃる御批判の根拠があるというふうに思っております。

そのことは是非は今別として、議論がありますように、世界には小選挙区制と比例代表制という二つの典型的な選挙システムがあつて、これをどう組み合わせるか、あるいはどちらかを選択するか、単純に言えば選挙制度の議論はそうなっていると思ひます。

そんな中で、今後あるべき参議院の選挙制度も決まってくるかと思ひますが、たまたまリクルト事件以来の今日の経緯の中で、衆議院の選挙制度をまず決めて、きつとそれを見据えて、それから参議院の理想のあるべき選挙制度の議論に入っていく、こういう姿勢でかつての自民党も今の政権もいるということを御理解いただまして、御了解を賜ることができればありがたいと存じます。

○松浦功君 言っておられることはわからぬではないんですけれども、政府提案で衆議院の制度を出されて、それが片づいてから参議院の選挙制度に移るんだということについて、私は何にも申し上げておられないんです。一言も不満を申し上げていないつもりはございません。衆議院を決められたときに、何で参議院のことをもう少し考えていただいてバランスをとるということを頭に置いていただけたのか、それが残念だと申し上げておるんです。

官房長官、本当に自信を持って徹底的に政府提案の前に参議院の選挙制度との関連について御検討なさったんですか、どうですか。もう一度御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(佐藤栄作君) 山花政治改革担当相からお話を申し上げましたけれども、確かに先生が

言われますように、小選挙区部分と比例代表部分が一緒になっている案であるという意味におきましては、大枠は非常に似ているということは間違いないと思います。しかし、小選挙区といいますが、衆議院の方は全部小選挙区でございますが、参議院の方は定数一名のところは二十六、それから二名区のところは十五というように、これまた人数が違つたり、そういう点は随分あるわけでございまして。したがって、私たちは必ずしも参議院の制度と全く一緒だというふうに考えているわけじゃありません。

それから、戸別訪問につきましては、当初衆議院だけというお話もございましたが、いいか悪いかは別として、ダブル選挙などになったときにはどちらの選挙運動がわからぬというふうなこともあるものだから、そういう意味で幅広くこれはやる方にした方がいいということ、いろいろな角度から参議院との整合性につきまして我々十分考えた上に法案を提出させていただいておることだけ御理解をいただきたいと存じます。

○松浦功君 それは私もよくわかります。決してそれについて反論をするつもりはありません。しかし、そのことだけじゃなくて、万般にわたって参議院との関連を本当に勉強した上で政府提案をなされたのですか。私は、絶対にそういうことはあり得ない、後になって気がついて、しまったという気持ちでおられるんじゃないかと思うんです。どうですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 先生に、万般にわたって、こう指摘されました。すべてに完璧にということでは、私は限界もあつたと思ひます。

ただ、もちろん衆参の制度ということについてはできる限り検討させていただいたつもりでございます。これまでの全体の選挙制度審議会の流れもございました。そして、これまでの各党が発表した参議院制度についての改革の提案もございました。そして、最近における八次審の答申、そして各党の検討した部分等についてはできる限りそ

の辺について勉強させていただいて、そのことを踏まえてというつもりでございます。

○松浦功君 つまらない抗弁はやめて、十分配慮はしたつもりだけれども少しやっぱり手抜かりの部分があつたようだとおっしゃるに、十分配慮はしたつもりだけれども少しやっぱり手抜かりの部分がある。その方がよっぽど審議が順調に進むことになるんじゃないですか。つまらない抵抗をしたって何にもなりませんよ。どうですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 厳しくおしかりいただいておりますけれども、これからまた参議院については各党の御議論、また与野党の御議論も進むのではなからうかと思っておりますが、その際にも十分そうした御意見について勉強させていただきたい、こう考えております。

○松浦功君 本日は、私も仲間でございますが官房長官にこの点は最後まで御意見を承りたいと思つておつた。幾ら言つてもぬかぬかにききやないか。だけれど、尊敬する武村さんだから率直に言つていただいて、決して十分であつたとは思ひません。という答弁ぐらゐはいただけたと思つていたんです。そうすれば、やっぱり参議院の我々の考え方というの少し変わつてくると思ひます。今では、何か知らないけれども、横向にしている間に後ろからぶ殴られたような感じがしているんです。はつきり言つて、その点はひとつもう少し上手なおつき合ひをいただいた方がいいんじゃないかというところだけ申し上げて、この問題についてはもうこれ以上申し上げることをやめにいたします。

ただ、関係者の皆様方に申し上げておきたいと思ひますが、今、たかが参議院とされ参議院というものが世の中の一部で言われていることだけは御想起を願ひたい。どうですか、総理、それについてどうお考えになりますか。

○国務大臣(細川護国君) 決してたかがなどというふうなことは考えておりません。されどというふうなことも考えております。

私は、参議院というものが、昔、緑風会というようなのがあつて本場に良識の府としての機能

を果たしてきた、そういう思いも昔から持っておりましたし、参議院に在籍しておりましたときもそういう方向で参議院が改革をされていくように、私も議長のもとで一生懸命努力をしてきた経験も、短い期間ではございますが、ございました。そういう思いを持ちながら、参議院というのが真に国民から期待をされるような、信頼にこたえられるような存在になっていただきたいものだとか心から願っている次第でございます。

○松浦功君 私のお願いでございますが、どうか参議院などというところをお考えになられないように、されど参議院ということになってしまつてはせっかくできることもできなくなるといふことがありますことを十分腹の中におさめていただいて、今後の御発言をお願いしたいというところを申し上げておきます。

何か承りますところですが、総理は、本日六時半から政治改革法案の年内成立が難しくなつたといふことについておわびの発言をなさるといふような連絡がございましたが、本当でございますか。

○国務大臣(細川護国) きょう夕刻に、経済対策あるいは政治改革の見通し、見通しと申しますか期待、そうしたものの考え、所信の一端を申し上げたいといふふうには思っております。

何とか一刻も早く成立をさせていただきたい、そのように願っておりますし、また必ず参議院におきましては実りのある御審議をいただけるであらう、そのように考えているといふことを申し上げたいと思っております。

○松浦功君 政治改革法案の成立の見通しがなくなつたといふことは、もう今だからそれほだれが考えたつて年内に成立すると思つていませんよね。何で今ごろやるんですか。もつと早く、本年内にはできそうもないといふことを総理はわかっていますか。きのうわかつたんですか。きょうわかつたんですか。きのうわかつたんですか。おかしきやないですか。(発言する者あり) 聞きなさい、

黙つて。質問しているときにがたがた外から言われたら愉快じゃありませんよ。お立ちになつたときにそうお考えになると思ふんです。やめておかれたらいいじゃないですか。

どうぞひとつ、総理。

○国務大臣(細川護国) 大変綱渡りの日程であるといふことは十分承知をいたしておりますが、しかし、今の政府の立場としては、私の立場としては、何とか一刻も早く成立をさせていただきたい。今御審議をいただいている最中でございますから、そのさなかに、それは難しからうといふようなことは到底申し上げられることではございませんし、今の立場はそういうことを申し上げるのが精いっぱいであるといふことはぜひひとつ御理解をいただきたいと思います。

○松浦功君 その点は総理からそういう御親切な御答弁がございましたから了解をいたしますけれども、大体この法案が年内に成立するなどといふふうにお考えになつたこと自身、それ自体どうなんでしょうか、私は随分ずさんだ御意思の表明であつたと思うのでございますが、いかがですか。

○国務大臣(細川護国) 過去五年間余りにわたつて国会で御議論がなされ、そしてその間に二つの内閣がかわり、大変なエネルギーをかけて今日に至つてあるわけでございまして、この問題についてできる限り速やかに結論を出してもらいたいといふのが多くの国民の方々の強い期待であり願望であつたといふふうに私は就任当時から感じているところでございます。

したがいまして、今度の国会におきましても、こうして延長になりましたが、できる限り実りのある審議を先ほどから申し上げているところでございます。

○松浦功君 その辺はわからぬでもございせんけれども、やっぱり一國の総理たるものですから、もう少し予見といふものは的確の中ずるような予見であつてほしいと思ふんです。私どもは最初から完全にこの予見は当たらない予見だと、

こう思つておりました。それじゃやつぱりいけないんじゃないんですか。どうですか。

○国務大臣(細川護国) 予見が当たらないとすればこれは私の資質の問題でございますが、しかし、私の決意のあるところはぜひひとつ御理解をいただきたいと思います。

○松浦功君 その点は私も理解できないではございませんけれども、これまでの過程でございまして、私もただ何かに皆方の方から矛先が向けられておつて、自民党が非協力だからとかいろいろなことが、まあマスコミの報道ですからだれが言つたかわかりませんが、そういう形になつておりますけれども、私の方から言わせていただくと、本當にうまい形で進んでこなかった原因は皆様方にあるといふことを事例を挙げて説明してもいいんです。しかし、それじゃ泥仕合になります。そんなことをせずに、やつぱり建設的な意見の突き合わせによつてできるだけ実りあるものにしてほしいと思ふからこういう質問をしておるんです。

これからはどうかひとつ余り軽率な発言を関係者になさらないように、よくひとつ総理から御指示をいただけたらと思ひます。どうでしょう。

○国務大臣(細川護国) 政府としては、そのようになつては、今後とも一層引き締めてまいりたいと思つております。

○松浦功君 いろいろとお尋ねしたいことや申し上げたいことたくさんございまして、この問題について幾らいろいろの形、角度を変えて質問をしても答えは同じだと思ひます。ぬかにくぎだと思ひますので、これ以上答弁求めるつもりはございません。

しかし、私もがはつきり申し上げたいことは、この法案をつぶそうといふ考えで言うんじゃないんです。慎重に審議をさせていただきます。衆議院の段階で出なかつた問題でも、今新たに我が方の勉強で、このまま政府提案で通つたら一

体どうなるんだろうという問題が幾つか出てまいつております。そういうものも委員会の審議の過程において十分時間をとつていただいて問題だなどいふことの御指摘をさせていただく、その上で御検討いただいてよりよい案にしたいといふ決意であることを申し上げて、その点についてはひとつ御了解を賜つておきたい、こう思ひます。

そこで、参議院との関連の問題についてはこの程度にさせていただきますが、今回の政治改革法案について自治体の関係者の中にいろいろな意見が出てきているんです。これらの意見がどんなものであるのか、先ほど御指摘を申し上げました総理、山花大臣、自治大臣、官房長官に、どういふことが耳に入つておるか、ひとつその点をお聞かせをいただけたらありがたいと思ひます。

○国務大臣(山花貞夫) 各自治体の皆様の御意見の一つの大枠と申しましうか、これは過日の公聴会、とりわけ地方の公聴会におきまして何う機会がございました。また、最近では、衆議院を通過した後、各地域におきましては一票の格差といふことからかなり増減が行われまして、議員の数が少なくなるというところについて何とかしていただきたい、こういう声も上がつてきております。

また同時に、これからの地方の選挙とかかわり等についても御意見が上がつてきていると承知をしております。

また、つけ加えますと、そうした問題について過日の衆議院における修正、これは議員修正といふことになりましたけれども、そうした地方の声についても受け入れて、こういう部分があつた、こういうふうに承知しているところでございます。

○国務大臣(佐藤義樹) 政治資金規正法の改正につきまして、御承知のように企業・団体献金は原則禁止をする、政党のみになるということ、無所属の議員の方々、あるいは無所属で首長選挙、市長選挙、知事選挙等をやつていらつしやる方々の政治活動あるいは選挙運動の資金が困るのではないかといふことの御指摘をいただいております。

ますが、これはもう先生御承知のように政党の支部等が応援をするという形でやれます。

ただ、一つ誤解は、政党交付金の各党への割り振りを議員の数なりあるいは総選挙、参議院選挙の得票数でやっておるものですか、何か国会議員のところだけに来るように誤解をしている向きがございますが、これは政党へ来るわけでございしますから、当然地域の活動に使われるわけでございします。

以上、山花政治改革担当相が言われたことは、私が補足をいたしましたことで大体尽きるのでないかと思っております。

○国務大臣(武村正義) 両大臣のお答えしたことは同じでございます。

衆議院の選挙制度の改正そのものは現職の議員であつたり次回衆議院に出ようとしている人にとつては大きな関心事でございますが、公選法の中でも、戸別訪問等々の規定は地方にも影響を与えますし、特に今お話しのように政治資金規正法は国、地方を問わず共通の新しいルールでございます。そんな中で、個人献金はそのままでございますが、企業・団体献金は国も地方も一斉に道が閉ざされるということに対して、地方側の違和感といひますか、批判というものが相当あるということも十分認識をいたしております。

○国務大臣(細川護熙) もう三大臣からのお答えに尽きておりますが、いろいろな声がある中で、代表的なものは、先ほど佐藤大臣からお触れになりました、公聴会におけるやはり政治資金規正法にかかわるお話が象徴的なものであろうかなというふううに受けとめているところでございます。

○松浦功君 いろいろ地方の方がおいでになって、私も自治省におつたものですから地方の方に知り合いが非常に多いのですが、いろいろな意見をおつしやつておられます。また伝聞したりそういったこともございます。その反応についてまとめてみると、地方の声はとも三つにまとまるような気がするんです。

一つは、今度の修正案が実現すると県の代表者とされる人が減つてしまふんじゃないかと。おわかりいただけますね。今までは五百十一人県の代表者がいるわけですが、今度の修正政府原案だと二百七十四人になつちゃうんです。約半分近くに減るわけですね。おらが代表者がこんなに減つちゃうのは困るなという声は率直に地方の団体にあるわけですね。比例区を全国で選出したらその人はこの人かわからなくなりますがね。そういう意味の反応だと思ふんです。

それは十分おわかりをいただけたらと思います。が、こういう意見については一体どういふふうに御理解をなさつておるんでしょうか、山花大臣、自治大臣にお伺いしたい。

○国務大臣(山花貞夫) 私も先ほど定数減といふことの声があると申し上げましたけれども、先生御指摘のことについては私も十分各方面の声として聞いております。

ただ、これは、先生、中選挙区は正でも一対二という格差は正といふこととすつとやっぱりかなり過疎過密の問題は出てきたところでございます。今回は、そうした意味におきましては、各県に一人ずつ配分するといふところから始まりまして、そうした声に対してできるだけ考えたいといふことが中身として盛り込まれていっていると思ひます。

それから同時に、地方の代表といふのはこの二百七十四だけなのか、二百二十六については全部中央でということになるかどうかは、これは各政党が名簿をつくるランクづけの問題等々におきましてどのような形で配分することができるか、それぞれ各党のあり方が問われている。そして、そのことが有権者の皆さんの審判を仰ぐといふことになるのではないかと思つております。

○松浦功君 二百二十六名の比例代表選出議員は全国単位というのが今の政府原案ですから、そうすると、東京の人が比例区の名簿に載つて当選したとしても東京の代表とは言われないんですよ、私どももそうなんです。

私は静岡の出身ですけども、静岡の代表じゃないんです。どこへ行つたつて、花輪を一つ出すのに北海道へ出したつて違反になつちゃうんですよ、私はいいですか。静岡の出身だから静岡に花輪を出したら違反だといふんだつたら、私はこんなことは言ひません。北海道の本場に親しい友人の死亡したのに対して花輪を出したつて、違反なんですよ。完全に違反なんです。そういう意味じゃ、五百十一が二百七十四に県代表が減るといふことは、これは率直に認めていただかなきゃしょうがないんじゃないですか。私はそう思います。が、どうですか。

○国務大臣(山花貞夫) 今、先生御指摘のその部分で考えればおっしゃるとおりだと思ひます。

全体としての選挙の制度についてまた議論すれば、別の観点も私はあるんじゃないかならうかと思つております。

○松浦功君 そこで伺ひするんですが、総理、官房長官は知事の御経験者なんです。知事の時代に、武村さんは滋賀県知事として三期、総理は熊本県知事として二期、その間に熊本県の代表だといふ意識で必ずおられたはずだと思ふんです。衆議院議員あるいは地方区の選出議員、必ずそう考へておつたと思われんですが、どうでしょう。

○国務大臣(細川護熙) 全くおっしゃるとおりでございます。

ただ、国会議員として地域エゴにとらわれないようにという意識は絶えず持ち続けておりましたことも、これは当然のことでございますが、強く自覚をしなければならぬとみずからに言い聞かせてきたところでございます。

○松浦功君 武村さん、どうぞ願ひします。官房長官。

○国務大臣(武村正義) 国会議員は国民を代表する選挙された代表といふ認識でございます。まさに知事、県議員は一県を代表する政治的存在といふ気持ちでございます。

○松浦功君 非常に率直にお認めをいただけて結構だと思ひます。

そこで、現在はどうお考えですか。総理はやっぱり熊本県の代表だと。一国の代表者であること否定いたしませんよ。それは一国の代表者であるといふことは尊重いたしますけれども、事選挙になったら熊本を代表する衆議院議員だといふ意識をやつぱりお持ちいただかざるを得ないんじゃないんですか。

○国務大臣(細川護熙) それはおっしゃるとおりでございます。

○国務大臣(武村正義) そのとおりでございます。

○松浦功君 もしそういうお考えだとすれば、世俗に属する事項かもしれないけれども、それだけの県なりあるいはおらが市の代表といふ意味で皆様方に意識いただけるような選挙制度をおつたことだか地方団体と非常にうまいぐあいにコンタクトできる原因ではないかと思ひます。そのことについて総理はどうお考えになつておられるか、お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(細川護熙) 先ほどの御議論の中で、地方の代表が減つてしまつた、五百十一から二百七十四になつたじゃないかと。確かにそのとおりでございます。

しかし、山花大臣からお話ございましたように、二百二十六の比例区の方々も、先ほど花輪の問題もございましたが、必ずしもその方々がすべて東京の代表といふことではなくて、それぞれの政党によつて地方の代表を優先的に選ぶといふこともございましょう。そのところは、しかしそう言つたつて現実問題花輪も出せないじゃないかといふお話もそれは確かに一つの側面ではあるとは思ひますが、とにかくこの問題は、長い間の御議論の末に並立制といふところに行き着いて今日があるわけでございますから、小選挙区と比例制度と両方を相補うような形でやつていくといふところに、審議会の御議論も、また国会における御議論も各党の御議論も、結局そのところにな

どりで着いたということでございますから、私はその取れんしてきた御議論というものをやはり尊重していかねばならないのではないかと、このように思っているわけでございます。

○松浦功君 並立制ということについては何も言いませんけれども、並立制の中の比例代表の単位が全国であるか都道府県であるかということによって結果が違ってくるということを申し上げておきます。決して総理のおっしゃることに付いて私は触れてもおりませんし、否定も申し上げておきます。このようにございませぬ。半ばお認めいただいたような形で、五百十一から二百七十四に減るということについてはお認めをいただいているような気がいたしますので、それ以上のことは申し上げません。

だから、逆に言えば、選挙制度としては、地方側からすれば、地方代表者が減ってくるという観点からの議論をしていくならば、どうも自民党の方が適当じゃないかという意見が多いと思います。比例代表単位の問題、非常に皆様の方から見れば御答弁しにくい、耳の痛い話だと思っておりますけれども、そういう意見が現実にあるということだけは胸の中に畳み込んでいただきたいと思います。これ以上答弁を求めるつもりはありません。この程度にさせていただきます。

第二の問題は、今回の修正政治改革案によれば、さつき大臣の方から御説明がございましたように、政治活動が政治資金の面から非常にやりにくくなる、地方が忘れられて国会議員との間に差が出ている、おかしいじゃないか、どうしてこれなんだという意見が地方側の第二の代表意見だと思います。

地方団体の首長あるいは議員は非常に無所属の方が多く聞いておりますが、現実には一体何％ぐらいになっておるんでしょうか。佐藤大臣、どうですか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 知事は四十七人いらっしゃいますけれども、四十三人が無所属でございます。

ますし、市区町村長については三千二百五十一人中九・五％が無所属でございます。それから地方公共団体の議会議員の場合には、六万五千三百六十人中七・八％が無所属でございます。

○松浦功君 具体的な党名を言うのが適当であるかどうか分かりませんが、公明党の公明党の公明党、社会党のお方あるいは公明党のお方、共産党のお方、地方の選挙においてもほとんど党名を名のっておられます。これは大臣も官房長官もよく御承知だと思います。

無所属というのはほとんど保守系の方じゃないんですか。自治大臣、どうですか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 保守系というのは何を言うのかというのはなかなか難しいことかと思いますが、大体そう言っているのではないかと。ただ逆に、都会部におきましては、俗に言う草の根という格好で、今のお言葉で言えば革新系といいたうか、そういう方もいらっしゃることもまた事実だと思っております。

○松浦功君 今のお答えを否定するつもりはございません。保守系であるが革新系であるが、無所属であるがために政治資金の道を断ち切られるというところは非常に気の毒だと思っております。国会議員との間に差が出るという主張も納得せざるを得ないかな、こんな気持ちでおりますけれども、そうすると、具体的にどうなるんですか。どういふふうな政治資金を獲得していったらいいかということについてお知恵があれば、山花大臣、お聞かせを願いたいと思っております。

○国務大臣(山花貞夫君) 今、無所属の議員の皆さんの政治活動の資金の集め方ということで御質問いただきましたが、実は今回の政治資金法で政治活動の一体とした考え方の根拠にありますが、これは、企業・団体献金廃止に一步踏み出そう、という観点でございます。この意味におきましては、国会議員の場合にもその他の各議員の皆さんの場合にも原則は同じということになっているわけでありまして、そうした形におきましては企

業・団体献金を、それは政党に行く部分はございますけれども、議員の個人の活動には使わない、こういう原則で全体を御協力いただきたい、こういう内容になっていくわけでございます。

今、先生が何か、どういう形でございますか。いま先生は、それぞれが企業・団体献金ではない政治資金の集め方というところについて努力をしなければならぬし、またその意味におきましては、今度税制の措置なども講ずるといったようなことありまして、そうしたまずスタートでありますので、企業・団体献金禁止に一步踏み出す、こういうことで全体を御理解をいただきたい、こういうふうに考えているところでございます。

○松浦功君 個人献金を集めりゃいいじゃないかということに結論はなるんだろうと思うんです。それでよろしいんですね。個人献金で集める方法しかない、そういうふうな理解してよろしいんですね。

○国務大臣(山花貞夫君) 企業・団体献金をなくして、個人の政治活動については個人の献金を中心として集めていただく、これが全体の建前でございまして。

○松浦功君 日本の現状で個人献金ということは本当に生易しいことじゃありませんか。

山花大臣御自身で個人献金をどの程度受け取っておられるんですか。あらかたで結構でございます、政党からの交付金を除いて本当にそれでやっていくんですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 私、今手元に資料がございませぬけれども、個人献金で寄附をいただいている部分もかなりある、こういうふうに考えております。

○松浦功君 かなりあるじゃ困るんです。ほとんどをそれで賄っているという御答弁なら国会議員と地方の首長なり議員の間に差があるという主張はできなくなると思うんですけれども、かなりではあとの部分は皆様方は政党の交付金でやっておられる。そうすると、それが受けられない無所属の議員というものは一体どうなるんですか。死ぬ

と云うんですか、もうやめると云うんですか。結果的にです。法律的にはあなた立候補する資格がございませぬなどということをおっしゃるはずはない。だけれども、集められないならやめたいじゃないかと、そういうことですか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 先ほど私数字を申し上げましたけれども、あの中にも、例えば我が党のことでは、社会党推薦という方ももうちょっといらっしゃると思いますし、それから首長の場合にでも各党推薦という方もいらっしゃると思います。そういった場合に、各党から、ひとつ選挙運動だからということで各党の政党交付金を交付するという場合もございまして。

問題は、先生御指摘のように、じゃ完全に無所属でやっていると云う方はどうするか。

しかし、先生、その場合に、そんなにお金、企業・団体献金をかけてやっていると云うのが、政治風土自身を直していくというのが、山花大臣から申しましたようにこの政治改革の最も根本的なところにあると思っております。

にするのが今度の政治改革の中心的な課題だといふように私たちは考えておるわけでございませう。

○松浦功君 私は、企業献金を禁止することが悪いのかどうかと言っていないんですよ。国会議員と地方公共団体の無所属の議員との間にえらい差ができるがそれでいいんですか、そんなばかなことありますか、そういうことをお尋ねしているんです。お間違いないようにお答えを願いたいと思います。

○国務大臣(佐藤観樹君) 衆議院の修正におきまして政党交付金の金額を下げましたけれども、これは誤解を招かないように言っておきますが、国会議員だけで割ってみますと、割るだけでございませう、これは国会議員だけに来るわけじゃございませう、政党内の交付金でございませう、一人当たり約五千万ぐらになるわけでございませう。これは言うまでもなく国会議員だけじゃございませう。政党内の、先生今御心配になるような方々、例えば党所属の地方議員にもそれを使わなければいかぬわけでございませう。

それから、無所属の方につきましては、今申しましたように、ひとつ個人献金の形でできる限り、今までは中小・零細企業の方から企業という格好でいただいていたかもしませんが、ひとつそこは個人献金に変えていただいて、そして個人の政治活動をやっていくというふうに変えていかなければいかぬ。国会議員と無所属の地方議員だけの差があるのではなくて、国会議員とて、今申しました政党から一部来ますが、地方議員の方々の分もあれなければいけませんから、その金額はそう大きく違うわけではないわけでございませう。

○松浦功君 極論を申し上げますならば、企業献金があれば皆様の目にさわるならば政党にも献金しやいけないということにしたらどうですか。そこまで持ち出されるんなら私はわかりませう。しかし、政党にだけ企業献金を認めて、政党を経由すればだれにでも金を出せる、そんなざる

法ならつくらぬ方がいいです。

○国務大臣(佐藤観樹君) そういう考えがあること、またこの法案をつくるまでもあったことも事実でございませう。しかし、現実に政党というのは、国政、地方の政治にもいろいろ関与して日々活動をしているわけでございませうから、一挙にそこまでは行かない。したがって五年後に見直しをしよう。

それから、政党という組織を介在させることによって、今まで企業と私なら個人との関係だったものを、一つのそういう組織という、組織というの一人じゃありませんから、そういうたくさん目の目を通じてやっていく。もし事件が起こった場合にはその政党自身が国民の皆さん方に審判を受ける。こういう形に変えていくことが、当面現実にはできる改革ではないかということで私たちは提案をさせていただいているわけでございませう。

○松浦功君 理想論としてわからぬではありません。私がその場に座っておっても恐らく同じ答弁をすることになったと思ひます。それはそうだと思うんです。

しかし、それじゃ地方の無所属の議員がかわいそうです。それにおまけに、社会党なら社会党というところ企業献金が行って、それをどう配るかということとは全く政党の自由でしょう。何にも規制はないんですよ。どうですか。それじゃ本当の無所属でこの政党からも援助が得られないような方というのは全く政治活動の資金に枯渇するということになるんじゃないんですか。その辺のことを本当にお考えになっていられるんですか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 私たちがお互いに知り得る限り、全く無所属でやっていらっしゃる方がそれほども多くの企業献金を受けているという感じを持つておらぬわけでございませう。ですから、企業献金をもらっているとしたら、そこはひとつ個人献金でその社長さんの許される範囲内でやっていただく。それが極めて巨額だとしたら、私たちは、その政治風土というものも変えていかなければ

ばならぬし、それ以上の個人献金で出さない部分というのは何かそこに利権というものが働くんじゃないだろうか、したがって、私たちは、個人献金というものを中心にして、資金管理団体は許されるわけでございませうので、していただきたい。

政党に所属する者も、格別その総額からいって大きく、社会党で言えば約三千五百人ぐらいい、四千人ちよつと切るぐらいいでございませうが、そんなに先生が言うように潤沢に行くわけではない。できる限り個人献金に切りかえていくことがこの政治改革の大きな中心的課題だといふふうに思っておりますので、御理解をいただければ幸いです。

○松浦功君 自治大臣、ひもつき献金という言葉が盛んにはやっていますね。どうお考えですか。おわかりになりませんか。

佐藤先生なら佐藤先生が自分の関連する企業にお願いをして、これは佐藤さんから言われての献金ですと云って社会党に寄附する。そのときの条件が裏についておいて、この金額の金は必ず佐藤に政党交付金としてやってくれよという条件をつけてやる、そういう意味のひもつき献金という言葉が最近はやっております。どうお考えですか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 今度は、法律改正によりまして、政党から私なら私の後援会に入るお金というのは五万円以上は全部公にしていただくようになります。今までは御承知のように百万円以上のもは公表するというものになっていくわけでございませうが、今度は五万円以上ということになるわけでございませうから、政党が私の後援会にひもつきということをする場合には、どの会社かどういふふうにしたかということについては国民の皆さん方の前に五万円以上は白日のもとにさらされるわけでございませう。その意味で、政党の支出というのは、政党交付金は確かに衆議院の段階で五万円ということになりましたけれども、公表

されるわけでございませうから、その実態が示されるようになるわけでございませうから、かなりの規制になってくると私たちは考えております。

○松浦功君 そんないいかげんな答弁はやめてもらいたいですな。もう私、ここで質問をやめますわ。だめですよ、そんなことを言っちゃ。

私は、公開をすること、下に下げるということについて何も意見言っていない。反対もしていない。ガラス張り、結構。大賛成。

私は、そうじゃないんです。政治活動の資金が政党へ入ることによって、それから交付されるときに何か制限がありますかと。百万円出そうが一千万円出そうが、政党が佐藤さんに交付したということを経済資金規正法によって届け出ればそれでいいんでしょ。それが何の関係があるんですか、さっきの答弁と。

○国務大臣(佐藤観樹君) 今までは、私がどこかの企業からもらつたとして、百万円以上は公表することになっていたわけなんです。今度は、もしそれが政党を通してということになりますと、政党の報告書の中に当然出てくるわけですね。それだけいわゆる公明性が高まるわけでございませうし、政党がそういうあり方で一休いいのかどうか、この企業からもらつていいのかどうか、国民の皆さん方に出てくるわけでございませうから、そういう意味では、公明性が高まるという意味におきまして私たちはかなり、しかも政党というの一人をやっているわけじゃないわけで、極端な意見を言え、反対派の方も入つて一つの組織をつくっているわけでございませうから、そういう意味で、個人とのつながりではなくて政党という機関、組織というものを通すことによっていろいろな意味での制衡はきくというふうには私たちは考えておるわけでございませう。

○松浦功君 全然答弁になっておらぬ。本当になっていない。答弁をききつとしていただくまでとめましようか。いいですよ、そんな答弁しておられるんなら。私が申し上げていることは佐藤さんが答弁しておられることは、全然食い違つ

ちゃっている。

○委員長(本岡昭次君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(本岡昭次君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(佐藤鶴樹君) 失礼をいたしました。

A社が今まで私に献金をしていて、それを政党に出した場合には、政党がA社から受けたということとはわかるけれどもA社が私にしたかどうかはそれは政党のお金に入るからわからない、ということでございますけれども、それは確かにそうでございます。

ただ、政党がA社から受けているということは出てくるわけでございますから、しかも五万円、今までも政党の場合には五万円でございますけれども、A社が私個人にする場合には百万円以上ということになっているわけで、だからそういう面では透明性はかなり増すわけでございますが、確かに先生御指摘のように、A社が政党を通して私にした場合には直には出てまいりません。そのことについて十分のお答えになっていないことは私も認めます。

○松浦功君 私の間き方が不十分であったためかもしませんが、もしそうだったとすればおわびをいたします。

ただ、私が申し上げていることは、ガラス張りになることを反対しているわけではない。そうして、政党から交付金を受けられる人と受けられない人の二種類が出てきってしまうことに地方と国との間に問題が起るよと、不信の原因が一つあるよと、その点を十分意識して考えなきゃいけないよということを言っているんです。

それで、今までの衆議院の答弁を通じて聞いておると、政党を通れば何でも金がきれいになっちゃうようになっていいます。私はそんなことないと思うんですよ。よほど考えないといけない問題だと思ふんです。十分勉強をしていただきたいと思ひます。

それで、繰り返して申し上げますけれども、企業献金が全くの悪であるという出発点からスタートして、政党をくぐれば金が全部きれいになる、こういう考え方は全く私は納得できない。そのことだけをばつきり指摘をさせていただきたい、こう思っております。

もし今おっしゃるような個人献金ということだと、本当の無所属の方々は、どこかの政党に属することを無理やり決めて、それで幾らかでも政党からお金をもらうか何かしなきゃどうにも生きていけないということになるんですよ。そういう声が非常に強いということも胸に刻み込んでおいていただけたらありがたい、こう思っております。

結局は、本当に政党化を進める以外に道がないんだというのであれば、これは私は非常に問題だと思ふんです。地方自治の危機です。佐藤大臣のおかげで地方自治がおかしなやつだった、地方自治を最も守るべき自治大臣が地方自治をぶつつぶすような方向に走っておられるという認識を持つたつて無理はないんじゃないか、私どもはこんなふうにも思っております。

そこで、この点については幾ら申し上げても、この場で、はい、わかりました、どうしますということはお答えになれないに決まっておりますから、これ以上追及はいたしません。しかし、そういう声があつたということを十分胸にたたき込んでおいて研究をしていただきたいと思います。

第三の問題は、地方自治関係者が制度的に差別をされているという印象を持っているところがあるということ。これはおわかりだと思ひます。

いわゆる所得控除、あるいは今度加えられた税額控除、こういったものを受けられるのは政令市までなんです。ところが、今度、小選挙区になりますと、佐藤先生は専門家だからおわかりだと思ひますけれども、堺市だとかあるいは世田谷区だとかいうのは一つの市の中に二つの選挙区を抱え込むようなことになるかもしれないんです。

そういうところの関係者には何らの恩恵がないんです。

これ、総理よく覚えておいてください。非常におかしなことになるんです。総理御出身の熊本だつて、恐らくきつと一選挙区になるか、あるいは一部はほかの選挙区と組んで小選挙区の一つになるか、そんなところだと思ふんです。人口が四十何万ですから、そうなると思ひます。そうすると、小選挙区の人には税額控除は認められるけれども熊本の市長選挙に税額控除が認められないというの、おかしな事ですね。非常に論理的な矛盾だと思ふんです。一体その点を自治大臣どうお考えですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 私の方からお答えさせていただきますが、御指摘のとおり、例えば税制の優遇措置につきましてもどこかで線を引かなければいけない、こういうことで政令指定都市という線を引いております。

先生おっしゃったとおり、まず、堺とか世田谷は人口が多すぎますから、例えばそういう場合の地域の議員さんについてはそういう恩恵がないのは差別ではなからうかということは、そうした線の引き方にもかかわるものですけれども、おっしゃるとおりの問題は、こういうように考えております。

そこをどうするかということについて従来から検討しているところでありすけれども、そうした税制の優遇措置について実態等を含めてなお検討する必要がある、こういうように考えております。

○松浦功君 全市町村に同じようにということになると税制施行上無理だということ、私はそういう説明をいただければ納得をします。しかし、一体幾つあるんですか。こういう差別が出てくる都市あるいは区が幾つあるんですか。どうですか。

○国務大臣(佐藤鶴樹君) 何分ともまだ区画ができていないわけでもございませんので幾つということとは正確なことは申し上げられませんが、

そう多くはないと思ひます。この制度ができたときに広域性つまり広さを持つていっているものですか、国、県、政令市ということでの所得控除の話が出てきたわけでもございまして、それとの矛盾が幾つというの、区画審議会がまだできてない段階で申し上げるのはきつと僭越ではないかと思っております。

○松浦功君 むしろ地域的な問題でこの問題を決めたんじゃないんです。政令市だつて、大きな面積のところもあれば小さな面積のところもあるんです。人口だつて三百万から八、九十万まで差があるんですから、そういうことではないと思ふんです。ただ、そういう控除をするについては、大蔵大臣ここにおいでになるけれども、税務行政上やっぱりそれは無理だということからそういう線を引いたと思ふんですよ。

それで、しかも今幾つあるかということはお答えできなくても、大した数でないということは自治大臣もお考えになっておられる。それじゃ、大した数でないというところだけは政令都市に準じた扱いをするように法律制度で変えられたらどうですか。大蔵省の方もそれなら異存ないと思ふんです。

○国務大臣(山花貞夫君) ちよつと答弁を補足させていただきますが、急な御質問だったので資料をちよつと整備しておりませんでしたけれども、二百七十四ということで計算いたしますと、私の手元にある資料では、堺市、世田谷区、大田区、足立区、熊本市、練馬区、以上の六つの自治体について先生御指摘のような問題が生ずると思ひます。

ただ、そこで、どこで線を引くかということにつきましては、やっぱりそれぞれの矛盾が出てくる場面は私はあるんだと思ひます。ただ、今言ったような問題について、どこで線を引くかということについては、従来の制度は制度としてございまして、まずそこで一つの線の引き方をしているというのが現状でございまして、そのことに對して、また先生の御意見についても十分勉強さ

団体政治献金の完全禁止等に関する請願(第一五三四号)

一、政治改革関連四法案の廃案、真の政治改革の実行に関する請願(第一五五四号)(第一五七〇号)

一、小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願(第一五七一号)(第一五七二号)

一、小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(第一五七三号)

一、小選挙区制の導入反対に関する請願(第一五七四号)(第一五七五号)(第一五七六号)(第一五七七号)(第一五七八号)(第一五七九号)(第一五八〇号)

一、小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願(第一五八一号)

一、政治改革関連四法案の廃案、真の政治改革の実行に関する請願(第一五八二号)

一、小選挙区制導入反対、企業・団体献金の禁止等に関する請願(第一五八五号)

一、小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(第一五八七号)

一、小選挙区制導入反対に関する請願(第一六〇〇号)

一、小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(第一六〇三号)

一、小選挙区比例代表並立制の導入反対等に関する請願(第一六〇四号)

一、政治改革関連四法案の廃案、真の政治改革の実行に関する請願(第一六〇七号)

一、首長・地方議員の政治活動に関する請願(第一六四〇号)

第一〇二二号 平成五年十一月二十六日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法

の改正に関する請願(二十通)

請願者 福島県岩瀬郡鏡石町大字鏡田字牛池二二一 熊田イチ 外十九名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇二五号 平成五年十一月二十六日受理
小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(十通)

請願者 横浜市区中央二ノ二ノ八 鳴島浪子 外九名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第一〇六二号 平成五年十一月二十六日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 長崎県市西町二ノ三六ノ五 小林勇 外二万二千五百三十一名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一〇六三号 平成五年十一月二十六日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡六日町大字津久野七八四 目黒一誠 外一万二千四百二十五名

紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一〇六四号 平成五年十一月二十六日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 札幌市豊平区西岡一条三ノ一〇ノ一八 皆田学士 外三万五千五百五十四名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一〇八五号 平成五年十一月二十九日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法

の改正に関する請願(二十通)

請願者 福島県郡山市字名倉三〇五ノ四 村田三重子 外十九名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇八九号 平成五年十一月二十九日受理
小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(十通)

請願者 横浜市区緑区桂田町四三七ノ一五 鈴木伸 外九名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第一〇三三号 平成五年十一月二十九日受理
小選挙区比例代表並立制導入反対に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺北町四ノ一 三ノ一 石野田司 外三千三百五十五名

紹介議員 正敏君
この請願の趣旨は、第七三八号と同じである。

第一一三二号 平成五年十一月二十九日受理
小選挙区制導入及び政党政法制定反対に関する請願

請願者 岡山県倉敷市茶屋町一七二 岡崎シズコ 外七百一十一名

紹介議員 正敏君
一、小選挙区制を導入しないこと、政党政法を制定しないこと。

第一一三六号 平成五年十一月三十日受理
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(十通)

請願者 札幌市西区宮の沢三条五ノ一七ノ一九 大喜多信子 外十九名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一二四〇号 平成五年十一月三十日受理

小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(十通)

請願者 長野県大町市大字大町二、二五七ノ二 松山玉江 外九名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第一一四九号 平成五年十一月三十日受理
小選挙区制の導入反対に関する請願(二通)

請願者 東京都新宿区市谷本村町一〇ノ七 屋代真 外二万四千四百六十名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一一七三三号 平成五年十一月三十日受理
小選挙区比例代表並立制導入反対に関する請願

請願者 福島県郡山市細沼町一ノ三 遠藤律子 外二千二百十六名

紹介議員 会田 長栄君

佐川・金丸事件、ゼネコン汚職に象徴された金権腐敗の政治に対して国民の怒りと政治不信は、頂点に達した。その後の総選挙の結果誕生した細川内閣は、連立内閣成立の重要課題として、政治改革を掲げた。そして、政治改革に名を借りて、衆議院の選挙制度に小選挙区比例代表並立制を政府案としてまとめようとしている。小選挙区制度では、大量の「死票」を生み出し、多様な国民の意見を国会の議席数に反映させるという国民主権と議会民主主義の原則に根本から反する。そのため

にイギリスを始め小選挙区制を採用している国々でも、今見直しが必要となる問題となっている。しかも、小選挙区制を衆議院に導入しようとしている勢力の中には、政界再編成と称し、「保守二大政党」の形成をもくろんでいる勢力もある。国民が求めている真の政治改革は、金権腐敗の政治と決別であり、政治浄化であり、政治資金規正法の強化による企業・団体献金の禁止であることは、各種世論調査の結果も示している。細川内閣は、一方では政治改革を選挙制度「改革」にすり替

え、他方では企業や団体の政治献金を「制約」する口実で年間四百億円もの国民の血税を政党に「助成」する制度を導入しようとしている。政党の活動費を国民から税金として強制的に徴収することは、憲法に保障された思想・信条・結社の自由を侵すものであり、いかなる口実によっても許されるものではない。ついで、平和と民主主義・憲法を守る立場に立ち、真の政治改革を求め、国民主権、議会制民主主義を守り、日本国憲法を改悪しようとする動きを阻止するために、小選挙区比例代表並立制の導入をしないようにされたい。

第一一九二号 平成五年十一月三十日受理

小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 福井市下助生田町二六ノ一ノ一六 高橋洋子 外二万三千七百八十四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一一九三号 平成五年十一月三十日受理

小選挙区制の導入等反対に関する請願

請願者 東京都多摩市東寺方三ノ一ノ二ノ一〇六 普川孝男 外二万三千七百八十四名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一一九四号 平成五年十一月三十日受理

小選挙区制の導入等反対に関する請願

請願者 愛知県西尾市熊味町山畔六七 牧建吉 外二万三千七百八十四名

紹介議員 聴濤 弘君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一一九五号 平成五年十一月三十日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 千葉市花見川区西小中台五ノ九ノ

一〇七 興松栄一 外二万三千七百八十四名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一一九六号 平成五年十一月三十日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市三井南町一六ノ二 下田智弘 外二万三千七百八十四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一一九七号 平成五年十一月三十日受理

小選挙区制の導入等反対に関する請願

請願者 東京都練馬区平和台一ノ二六ノ一六 松田敏生 外二万三千七百八十四名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一一九八号 平成五年十一月三十日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 東京都小金井市梶野町二ノ六ノ二 第一高橋コーポ一〇二 高橋利江 外二万三千七百八十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一一九九号 平成五年十一月三十日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 長崎県平戸市大川原町一、三九二 永田直行 外二万三千七百八十四名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第二二〇〇号 平成五年十一月三十日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 岡山県倉敷市幸町一〇ノ四一 花巻康信 外二万三千七百八十四名

請願者 岡山県倉敷市幸町一〇ノ四一 花巻康信 外二万三千七百八十四名

紹介議員 吉岡 吉典君

請願者 京都市南区唐橋琵琶町九ノ三〇二 中田安代 外一万二千六百十八名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第二二〇一号 平成五年十一月三十日受理

小選挙区制の導入等反対に関する請願

請願者 静岡県熱海市網代五五五ノ二 木部正司 外二万三千七百八十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二二〇八号 平成五年十二月一日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(二十通)

請願者 札幌市南区石山二条三ノ一四ノ二 七 岩本睦子 外十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二一二号 平成五年十二月一日受理

小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(十通)

請願者 長野県大町市大町二、六〇四ノ一 松沢郁子 外九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第二二一六号 平成五年十二月一日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 山形県東田川郡三川町大字横山字 土橋八二 五十嵐茂久 外一万二千八百六十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第二二一七号 平成五年十二月一日受理

小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 大阪府門真市本町三〇 田中たか子 外三百三名

紹介議員 喜屋武眞榮君

細川内閣は、今国会に政治改革関連四法案を提出し、小選挙区制を導入しようとしている。私たちはこれに強く反対する。小選挙区制度を導入することは、保守一党独裁を作り出して国会から労働者、市民の代表を締め出し、戦争反対勢力を一掃して改憲に道を開くものである。また、「政党助成法」は、政党活動の国家管理と少数政党つぶしであり、国民から支持してもらえない大政党に多額の政治資金を出させるものである。「金権政治を無くす」といって、企業献金を継続させた上で税金を出させて改憲を準備するなど、全くの筋違いである。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、並立制、連用制を問わず、衆議院選挙制度に「小選挙区制」を導入しないこと。
二、「政治改革関連四法案」を廃案にすること。

第二二三五号 平成五年十二月一日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 大阪府枚方市星丘二ノ一三ノ一三 増田幸雄 外二万二千六百六十六名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第二二七〇号 平成五年十二月一日受理

小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願

請願者 埼玉県狭山市水野六二四ノ二二

紹介議員 笠井洋子 外四名

この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第二二七号 平成五年十二月二日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(二十通)

請願者 熊本県下益城郡城南町大字千町一、九四四ノ一 渡辺明之 外十

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二八号 平成五年十二月二日受理

小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(九十五通)

請願者 静岡市千代田三ノ四ノ一三 青山利恵 外九十四名

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第二二八九号 平成五年十二月二日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 長野県松本市旭一ノ二ノ二二 山口明子 外七十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第二三〇四号 平成五年十二月二日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 東京都中野区中野六ノ五ノ三 富永和重 外二百二十五名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一三四四号 平成五年十二月二日受理

小選挙区制を柱とした選挙制度の導入反対に関する請願

請願者 名古屋市中区天塚町二ノ六四 木村高志 外二十九名

紹介議員 藤澤 弘君

政府は、小選挙区制導入を盛り込んだ選挙制度改革等の関連法案を国会で成立させようとしている。今回の小選挙区制導入による選挙制度改革は、国民の多様な価値観を反映せず議会制民主主義に反する内容を持つものである。政府は、金権腐敗政治一掃に向けた国民の怒りと期待にこたえ、金権政治一掃、国民の意思を正しく反映できる国会づくりこそ直ちに実行すべきである。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、小選挙区制を柱とした選挙制度は導入しないこと。

第一三四五号 平成五年十二月二日受理

小選挙区制及び政党助成反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 北海道室蘭市水元町四五ノ七 三浦一 外七十六名

紹介議員 藤澤 弘君

細川連立内閣は、「政治改革」の名の下に、小選挙区制導入を盛り込んだ選挙制度改革などの関連法案を国会で成立させようとしている。今回の小選挙区比例代表並立制は、つい二年前に海部内閣内閣時代に導入を目指したものの、国民の支持を得られず廃案となったものである。小選挙区制は、たとえ比例代表並立制を加えたとしても多様な意見を切り捨て、強権政治を実現するという国民主権と議会民主主義に反する内容の選挙制度である。今、国民が何よりも求めているのは、選挙制度改革より金権腐敗政治の一掃であり、そのための佐川暴力団疑惑事件、金丸脱税事件、ゼネコン汚職事件等の徹底糾弾や企業・団体からの政治献金の即時全面禁止である。ところが、細川連立政権は、「政治改革」などと言いつつ、小選挙区制導入だけに躍起になり、肝心の企業・団体からの政治献金の禁止は、五年後に「見

直す」として棚上げにしようとしている。それどころか、細川連立内閣は国民の税金によって政党の費用を賄う公的助成の導入さえもたくらんでいる。この法案は、額に汗して納めた税金が自分の支持しない政党への政治献金として国家の力を使って強制されるという点で、憲法第十九条の国民一人一人の「思想及び良心の自由」を根本から踏みしめるものである。その上、この「政党助成」を条件に国家の側からの政党への介入に道を開くものとなり、憲法第二十一条の「結社の自由」をも侵すことにつながるものである。細川連立内閣は、金権腐敗政治一掃に向けた国民の怒りと期待にこたえ、腐敗政治防止のための企業・団体献金の即時禁止と金権政治一掃、国民の意思を正しく反映できる国会づくりのため、昭和六十一年の国会決議に基づく議員定数の抜本是正こそ直ちに実行すべきである。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、多様な民意を切り捨てる小選挙区比例代表並立制は導入しないこと。

二、企業・団体献金を即時禁止すること。

三、佐川暴力団疑惑事件、金丸脱税事件、ゼネコン汚職事件等の徹底糾弾、金権腐敗政治を一掃すること。

四、憲法違反の政党助成を導入しないこと。

第一三五五号 平成五年十二月三日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(二十通)

請願者 東京都世田谷区南烏山三ノ二ノ一 一四ノ五〇四 沼辺民子 外十九名

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一三六〇号 平成五年十二月三日受理

小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(五十通)

請願者 静岡市国吉田六ノ一五ノ五三 河

村史生 外四十九名

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第一三七六号 平成五年十二月三日受理

政治改革の早期実現に関する請願

請願者 長野県下高井郡山ノ内町平穩二、二〇二 西山平四郎

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第一三八六号 平成五年十二月三日受理

小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 広島市中区光南一ノ一ノ四 山田裕子 外二万三千三百十六名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一三九〇号 平成五年十二月三日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願(二通)

請願者 石川県金沢市桜町一六ノ四〇 戸正枝 外二百六十一名

紹介議員 正敏君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一四〇〇号 平成五年十二月三日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願

請願者 東京都府中市寿町一ノ二ノ五 田すみ 外四十九名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四〇三号 平成五年十二月三日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 福岡市中央区清川三ノ一ノ一六 荒木義雄 外四百一名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一四三三号 平成五年十二月六日受理

企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(五十八通)

請願者 東京都町田市成瀬一ノ一六ノ二〇
丸岡將泰 外五十七名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四三八号 平成五年十二月六日受理

小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(三百四通)

請願者 東京都日野市百草九七ノ一四三
塩島千加 外三百三名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第一四四六号 平成五年十二月六日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 東京都文京区小石川五ノ四一ノ一
四 蛭間喜恵 外一万八千四百八十六名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一四四七号 平成五年十二月六日受理

小選挙区制を柱とした選挙制度の導入反対に関する請願

請願者 福岡県筑紫野市大字原五九ノ一
六 船越満明 外一万二百六十六名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一三四四号と同じである。

第一四六三三号 平成五年十二月六日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 沖縄県那覇市鏡原町二九ノ八 新垣京子 外八万七千六百三十一名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一四八八号 平成五年十二月六日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 福島県南会津郡田島町大字田島字
時乙二五ノ一二 諏江勝夫 外三十名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一四八九号 平成五年十二月六日受理

小選挙区制の導入等反対に関する請願

請願者 大阪府池田市栄町四ノ九 紺屋貞雄 外八百九十七名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一五一九号 平成五年十二月六日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 埼玉県与野市中里三五一 高木八郎 外六百十三名

紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一五三四号 平成五年十二月七日受理

小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(百五十八通)

請願者 長野県塩尻市大字宗賀二、九一九
関富江 外百五十七名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第一五五四号 平成五年十二月七日受理

政治改革関連四法案の廃案、真の政治改革の実行に関する請願

請願者 横浜市港北区菊名七ノ一五ノ六
飯田奈賀子 外二十九名

紹介議員 飯田 正敏君

去る十一月十八日、与党にも反対者を出しながら衆議院を通過した「政治改革関連四法案」は、金権腐敗の政治を正し、民意を反映した真の民主政治を願う、私たち主権者の願いを踏みにじったものであり、憲法が保障する国民の政治的自由や民主主義を破壊するものとして、以下の理由で私たちはこれを絶対に認めることはできない。(一)

「小選挙区比例代表並立制」は、女性や市民の立候補が阻まれ、有権者の多くの意志が切り捨てられ、さらに地元利益誘導型選挙が助長される。(二)「政治資金規正法改正案」は、抜け道が残され、企業・団体献金が野放しとなる危険があり、政治の浄化が果たされずとは考えられない。(三)「政党助成法案」は、私たちの多額の血税を一定以上の大きな政党のみへ配分するものであり、思想・信条・結社の自由を侵す憲法違反となる。こうした自由の侵害が競争への歩みとなったことを、私たちは肝に銘じている。また、長年日本に居住し、納税義務のみ果たして選挙権を拒否されている在日外国人の税金まで政党助成に使うことも納得できない。これは納税者の権利をないがしろにして顧みない日本の政治の在り方を象徴するものと考ええる。さらに比例区の立候補には六百万円という高額の出費を必要とし、名簿登録三十人以上、つまり一億八千万円以上用意できる政党でない候補者を出せないということは、徹底した少数者の切捨てであり、民主主義を否定するものである。ついでに、「政治改革関連四法案」を廃案にし、主権者の意志の尊重を基本とした真の政治改革を実行されたい。

第一五七〇号 平成五年十二月七日受理

政治改革関連四法案の廃案、真の政治改革の実行に関する請願(十通)

請願者 川崎市幸区鹿島田六三 金田麗子 外二十七名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一五五四号と同じである。

第一五七一号 平成五年十二月七日受理

小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 福井市水越一ノ八〇二 藤井一法 外一万二百七名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一五七二号 平成五年十二月七日受理

小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に関する請願

請願者 大阪府城東区鳴野西五ノ一八ノ九
芝野薫 外一万二百七名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一五七三三号 平成五年十二月七日受理

小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願

請願者 東京都板橋区清水町三六ノ一二
鈴木当子 外二十三名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第一五七四号 平成五年十二月七日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 秋田県大館市有浦一ノ八ノ五〇ノ五 畠沢正義 外一万二百七名

紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一五七五号 平成五年十二月七日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願(二通)

請願者 鳥取市湯所町二ノ一八二 赤石純子 外一万四百七十名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一五七六号 平成五年十二月七日受理

政治改革に関する特別委員会会議録第四号 平成五年十二月二十四日【参議院】

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 札幌市東区北三十二条東五ノ三ノ三二 三浦由次 外一万二百七名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一五七七号 平成五年十二月七日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願(三三通)

請願者 岡山市奥田本町二〇ノ一七 小橋 国広 外一万九千四百六十八名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一五七八号 平成五年十二月七日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 高知県土佐清水市小江町八ノ六 浜口由美 外一万二百七名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一五七九号 平成五年十二月七日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 京都市東山区今熊野南日吉町一八 九ノ六 矢野雅史 外一万二百七名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一五八〇号 平成五年十二月七日受理

小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 和歌山県田辺市芳養町三、九一二 名 松上陽一 外一万二百七名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一五八一号 平成五年十二月七日受理

小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の即時禁止等に関する請願

請願者 岡山県高梁市栄町一、九五五 吉田典子 外六百三十一名

紹介議員 吉川 春子君

細川内閣は、「小選挙区比例代表並立制」など関連法案を政治改革の名において強行しようとしているが、これらの内容は国民多数の金権腐敗政治への怒り、根絶への願いを選挙制度にすり替えるものであり、絶対に許せない。「小選挙区比例代表並立制」は、国民の多数の意思が「死票」として切り捨てられる最悪の選挙制度であり、国民主権と議会制民主主義に反するものである。どの世論調査にも明らかのように、佐川・金丸事件、仙台市長、茨城県知事逮捕にみるゼネコン汚職などの徹底糾弾こそ、政治腐敗の根絶に向けての緊急を要する課題となっている。細川内閣は、この国民の声、怒りにこたえ、腐敗政治防止のための企業・団体献金の即時禁止と、金権政治の一掃、国民の意思を正しく反映できる国会づくりのため、昭和六十一年の国会決議に基づく議員定数の抜本是正こそ、直ちに実行すべきである。ついでに、次の事項について実現を図らねばならない。

一、多数の民意を切り捨てる小選挙区比例代表並立制は導入しないこと。

二、企業・団体献金を即時禁止すること。

三、現行の中選挙区制度の下で「定数の抜本是正」を行うこと。

四、国民の税金を政党に分配する「政党助成」を行わないこと。

五、ゼネコン汚職の徹底糾弾、金権腐敗政治を一掃すること。

第一五八二号 平成五年十二月七日受理

政治改革関連四法案の廃案、真の政治改革の実行に関する請願

請願者 横浜市鶴見区鶴見二ノ三ノ四五ノ六二三 宮田智衆 外五十六名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一五五四号と同じである。

第一五八五号 平成五年十二月七日受理

小選挙区制導入反対、企業・団体献金の禁止等に関する請願

請願者 北海道釧路市武佐一ノ三三ノ二六 西嶋良子 外二百名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一〇一六号と同じである。

第一五八七号 平成五年十二月七日受理

小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願

請願者 東京都東久留米市中央町五ノ二ノ一二 鈴木元一 外九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第一六〇〇号 平成五年十二月七日受理

小選挙区制導入反対に関する請願

請願者 京都市中京区西ノ京内畑町一一 川船貞三 外五百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第一六〇三号 平成五年十二月七日受理

小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願

請願者 横浜市緑区たちばな台一ノ一四ノ三九 安田節子 外九名

紹介議員 西野 康雄君

この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第一六〇四号 平成五年十二月七日受理

小選挙区比例代表並立制の導入反対等に関する請願(三三通)

請願者 兵庫県西宮市甲子園七番町二二ノ四五ノ三〇二 小園幸男 外四千八百七名

紹介議員 西野 康雄君

で、「小選挙区比例代表並立制」が導入されようとしている。細川内閣における唯一の具体的政策とされるこの選挙制度の改定は、金権腐敗政治の温床となっている企業・団体献金の禁止を「五年後に見直す」として先送りし、罰則強化や、実効ある政治倫理委員会の法制化などを棚上げしたまま、国民全体の合意も理解も得ないまま、しやにむに断行しようとしており絶対に許されるものではない。総選挙後成立した細川内閣の支持率が、七十%を上回るというかつてない高率を示し、「政治腐敗防止」への期待が五十五%という世論調査の中で、「選挙制度改革を期待」はわずか十三%にすぎないという結果が示すように、国民が今求めている真の政治改革は、小選挙区制の導入ではなく「金権腐敗の一掃」にあることは明白になっている。こうした国民の声を無視して選挙制度の改定をしやにむに押し進めようとする政府の態度は絶対に許されるものではない。一選挙区一人という小選挙区制は、どのように比例代表制を加味しようとも、大量の「死票を生み出し、多様な民意を正確に国会の議席に反映しない制度であり、民主主義とは相いれない選挙制度であることは周知のとおりである。この小選挙区制を推し進めるならば、「保守二大政党」の形成に道を開き、消費税率の引上げや憲法改憲に容易につながる。さらに今回の政治改革法案では、年間四百十四億円の国民の血税を「政党助成制度」として政党に助成するとしており、政党の議席獲得数や得票率を、その助成条件として定め、少数政党を事実上締め出すことを明らかにしている。この「政党助成制度」は、支持していない政党にまで私たちの税金が使われると同時に、自由な政党活動に制限を加えるなど、憲法に保障された思想・信条・結社の自由を奪う二重・三重に誤った言語道断の制度である。ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、衆議院に「小選挙区比例代表並立制」を導入しないこと。

二、金権腐敗の根源である企業・団体献金を直ち

に禁止すること。

第一六〇七号 平成五年十二月七日受理

政治改革関連四法案の廃案、真の政治改革の実行に関する請願

請願者 神奈川県相模原市光が丘三ノ一三

ノ二九 森暗 外三十五名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第一五五四号と同じである。

第一六四〇号 平成五年十二月七日受理

首長・地方議員の政治活動に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 細貝幸

也

紹介議員 吉川 芳男君

この度衆議院を通過した「政治資金規正法改正案」は、政治資金に関する寄付について、政治家に対する企業・団体献金を禁止し、個人のする寄付のみに限定している。しかしながら、現在の我が国における政治風土において個人献金は十分に成熟していないため、無所属の首長及び地方議員等の政治活動を著しく制約するものとなることは明らかである。特に、政治改革に関する地方公聴会等において、地方政治家の政治活動に関して強い要望があったにもかかわらず配慮されなかったことは誠に遺憾である。ついては、民主主義の根幹である地方政治の活性化を図る見地からも、参議院における法案審議に際しては、政治資金の透明化を高めるとともに、地方政治家に関する政治活動について十分に配慮した改正を行われない。

第三号中正誤

ベシ 段 行 誤

正

四 二 終わり
から 五 橋本敦君
(委員以外の議員
橋本敦君)

平成六年一月六日印刷

平成六年一月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D